

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第36号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第26条の表中

「

250万円
160万円
80万円
50万円
30万円
100万円

を

「

400万円
300万円
150万円
100万円
50万円
200万円

に改める。

」

」

第32条第2項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「100万円」を「200万円」に改める。

第40条第2項ただし書及び第47条ただし書中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。